

精華町農業委員会会議録

1、開会の日時 平成 30 年 11 月 5 日午後 1 時 30 分

2、開会の場所 役場庁舎 6 階審議会室

3、出席した委員は次のとおりです。

1 番 竹内 清	2 番 井澤 茂治
3 番 宇井 忠朗	4 番 山本 功
5 番 中井 利治	6 番 森島 隆詞
7 番 森本 豊	8 番 上西 敏夫
9 番 浅田 清隆	10 番 松尾 純一
11 番 井上 和也	12 番 草嶋 邦子
13 番 岩井 三郎	14 番 太田 廣之

4、欠席した委員は次のとおりです。

なし

5、出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりです。

久保田博司	尾崎 庄平
中川 茂成	米澤 貞幸

6、欠席した農地利用最適化推進委員は次のとおりです。

杉島 勝久

事務局	山口 治
	川畑由香里
	西置 雄一

7、議案

第 1 号議案	農地法第 5 条の規定による許可申請について
第 2 号議案	平成 30 年度農用地利用集積計画（第 7 次）の決定について
報告第 1 号	農地法第 18 条の 6 項の規定による通知について
報告第 2 号	農地法第 4 条の規定による届出の受理について
報告第 3 号	農地法第 5 条の規定による届出の受理について

8、署名委員

7番 森本 豊

8番 上西 敏夫

9、閉会の日時

平成 30 年 11 月 5 日午後 2 時 15 分

審議の経過

議 長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから平成 30 年第 11 回農業委員会総会を開催させていただきます。

ただいまの農業委員の出席者は 14 名中 14 名であり、過半数以上の出席がありますので、農業委員会等に関する法律第 27 条 3 項により、総会が成立していることを報告します。

また、農地利用最適化推進委員は 5 名中 4 名の方に出席をいただいております。

稲刈りも終わり、朝夕は冷え込む季節になりました。これからが紅葉の美しい季節を迎える秋本番でございます。委員の皆様には、お忙しい中、農業委員会総会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日の署名委員さんは、7 番森本委員、8 番上西委員のお二人にお願いします。

それでは、ただいまから農地法の審議に入ります。

議 長 第 1 号議案、農地法第 5 条の規定による許可申請に係る許可についてを議題とします。

それでは事務局、議案の朗読及び説明をお願いします。

事務局 朗読。

場所については次のページをごらんください。

南稲八妻区京奈和自動車道の東側に位置するところでございます。

本件の立地基準につきましては、農用地区域内にある農地以外の農地であって、市街地の区域または市街地化の傾向が著しい区域に近接する区域で甲種、1 種、2 種及び 3 種のいずれの要件にも該当しない農地で、小集団の生産性の低い農地と判断されます。

また、一般基準につきましては転用目的が妥当である、目的実現が確実である、周辺農地への営農への支障がない、以上のことから農地法第 5 条第 2 項の不許可要件に該当しないため、許可相当と考えます。

以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。

当該地については、現地担当委員の上西委員と井澤委員とで現地確認を行っていただいております。代表して上西委員、補足説明をお願いします。

上 西 8 番、上西です。

ただいま事務局より説明ありましたとおり、10 月 23 日、井澤委員と事務局、川畑さんと申請のありました現地を確認しました。

現地は、南稲八妻区の住宅地に隣接する農地で保全管理の状態にあり、隣地には以前に転用された駐車場がある農地でした。

今回申請の農地の周辺の農地は譲渡人が併せて所有をしており、保全管理の状態の農地と、一段高い場所に位置する耕作中の農地と隣接しております。汚水は発生せず、雨水は自然浸透と既設及び新設のU字溝に排水するとのことでした。

以上のことから周辺農地の営農へは支障がないものと判断しました。現地担当委員としては問題ないものと考えておりますので、よろしくご審議お願いいたします。

以上です。

議長 はい、ありがとうございました。

それでは、本件に関する審議をお願いします。何か意見、質問等々ございませんか。

(異議なし)

議長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 それでは、賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者全員)

議長 ありがとうございました。全員賛成でございます。第1号議案は許可することに決定いたします。

議長 第2号議案、平成30年度農用地利用集積計画（第7次）の決定についてを議題とします。

それでは事務局、議案の朗読及び説明をお願いします。

事務局 3ページです。

朗読。

場所については次のページをごらんください。

乾谷ファミリー農園の東側及び国道163号線沿いガーデンひろの北東に位置するところで2筆ございます。

4ページにお戻りください。

朗読。

場所については6ページになります。

先ほどの場所と同様、乾谷ファミリー農園北側、乾谷側沿いに位置するところ
でございます。

すみません。1番のところ、2筆目につきましては7ページ、位置図になりま
す。1番につきましては6ページと7ページにわたっておりますのと、2番につ
きましては6ページの10-1が該当しております。

以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、本件に関する審議をお願いします。何かご質問等ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思いますと思いま
す。よろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長 それでは、賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者全員)

議 長 ありがとうございます。全員賛成でございます。第2号議案は許可することに
決定いたします。

議 長 報告第1号、農地法第18条の6の規定による通知についてを報告します。
事務局、報告の朗読をお願いします。

事務局 8ページでございます。

朗読。

場所については次のページをごらんください。

廣学館高校体育館の西側に位置するところでございます。

10ページをお開きください。

朗読。

場所については次のページをごらんください。

菱田集会所の北側に位置するところでございます。

以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。

何か質問等ございませんか。

(な し)

議 長 なければ、報告第1号を終わります。

議 長 報告第2号、農地法第4条の規定による届出の受理について（専決処理について）を報告します。

事務局、報告の朗読を願います。

事務局 12 ページです。

朗読。

場所については次のページをごらんください。

若王寺の北西に位置するところに2筆ございます。

以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。

専決処理しました件ですが、何か質問等ございませんか。

(な し)

議 長 なければ、報告第2号を終わります。

議 長 報告第3号、農地法第5条の規定による届出の受理について（専決処理について）を報告します。

事務局、報告の朗読を願います。

事務局 すみません。報告に入ります前に、17 ページと 18 ページのところ、議案の修正をお願いいたします。「土地改良区内」とありますが、3番、17 ページ、18 ページにつきましては「土地改良区外」になります。失礼いたしました。

では、14 ページにお戻りください。

朗読。

場所については次のページをごらんください。

山手幹線精華台一丁目交差点付近の西側に位置するところで3筆ございます。

専決日は平成30年10月1日です。

16 ページをお開きください。

朗読。

場所については11 ページをごらんください。

報告第1号の2番の案件と同じ位置で、菱田集会所の北側に位置するところ
でございます。

17ページにお戻りください。

朗読。

続いて4番で18ページをごらんください。

朗読。

場所については19ページをごらんください。

精華南中学校グラウンド南側と東側で2筆及び街区の中ほどに位置するところ
に1筆、合計3筆でございます。

次に20ページをごらんください。

朗読。

場所については次のページをごらんください。

光台四丁目集会所の南西に位置するところで2筆でございます。

以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。
専決処理しました件ですが、何か質問等ございませんか。

(な し)

議 長 なければ、報告第3号を終わります。

議 長 議案書については以上でございます。

<その他>

議 長 それでは、最後になりましたが、次回の総会について、お諮りします。次回の
総会は、12月4日火曜日に開催したいと思います。皆様のご都合はいかがでしょうか。

(異議なし)

議 長 それでは、次回の総会を12月4日火曜日と決定いたします。後日、文書で通知
いたします。

議 長 これをもって、本日の予定しておりました議事は全て終了いたしました。
委員の皆さん、長時間にわたり、慎重審議大変ご苦労さまでございました。
これをもって、総会を閉会させていただきます。

委員の皆さん、議事進行にご協力賜り大変ありがとうございました。

時に午後 2 時 15 分